

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、公益社団法人八戸青年会議所（英文名 Junior Chamber International Hachinohe）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を青森県八戸市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(公益目的事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のため次の公益目的事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (4) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- (5) その他公益目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第6条 本会議所は、公益目的事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 会員の指導力の開発を図る事業
- (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を推進する事業
- (3) その他本会議所の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第7条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

### 第2章 会 員

(会員の種類)

第8条 本会議所の会員は、正会員、特別会員、賛助会員の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(正 会 員)

第9条 八戸市内及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日（その日に役員である者にあつては、当

該事業年度に関する通常総会の終結の時)までは、正会員の資格を有する。

(特別会員)

第10条 40歳に達した事業年度の終了する日に正会員であった者で、理事会において承認されたものを特別会員とする。

(賛助会員)

第11条 本会議所の目的に賛同し、その発展を賛助しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会において承認されたものを賛助会員とする。

(入会)

第12条 本会議所の正会員になろうとする者は、会員資格規程で定めるところにより、正会員2名以上の推薦を受けて入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入会に関し必要な事項は、規程で定める。

(会員の権利)

第13条 正会員は、この定款で定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員及び賛助会員の権利については、規程で定める。

(会員の義務)

第14条 正会員は、この定款その他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 特別会員及び賛助会員の義務については、規程で定める。

(会費等の納入義務)

第15条 正会員は、入会に際し入会金を納入し、毎事業年度所定の納期に会費を納入しなければならない。

2 特別会員及び賛助会員の会費については、規程で定める。

(会費の免除)

第16条 40歳に達した事業年度の終了する日に役員であった者については、翌事業年度の会費を免除するものとする。

(退会)

第17条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第18条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第19条 本会議所の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(休 会)

第 20 条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 21 条 会員が第 18 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会議所の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金又は会費の返還その他いかなる請求もすることができない。

### 第 3 章 総 会

(構 成)

第 22 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権 限)

第 23 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 規程の制定、変更及び廃止
- (7) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 24 条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

2 通常総会は、毎年 1 月及び 12 月に開催する。

3 毎年 1 月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の 5 分の 1 以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招 集)

第 25 条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 4 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、理事長又は出席した正会員のうち理事長の指名した者がこれに当たる。ただし、第 24 条第 4 項第 2 号の規定に基づき臨時総会を開催した場合は、出席した正会員のう

ちからこれを選出する。

(定 足 数)

第 27 条 総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 28 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項を除き、出席した正会員の有する議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 29 条 総会に出席することができない正会員は、総会ごとに、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前 2 条の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 30 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指名する正会員 2 名が署名押印しなければならない。

## 第 4 章 役 員 等

(種類及び員数)

第 31 条 本会議所に、次の役員を置く。

(1) 理事 25 名以上 35 名以内

(2) 監事 2 名又は 3 名

2 理事のうち、1 名を理事長、2 名以上 7 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 32 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事は、本会議所の正会員のうちから選任しなければならない。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、他の役職を兼務し、又は委員会の構成員となることはできない。

5 本会議所の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、役員を選任に関し必要な事項は、規程で定める。

(役員任期)

第 33 条 理事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する第 24 条第 3 項の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任された事業年度の翌々事業年度に関する第 24 条第 3 項の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第 31 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務

を有する。

(理事の職務及び権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、一般社団・財団法人法の代表理事として、本会議所を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、本会議所の業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。又、事務局を統括し、本会議所の業務を執行する。

5 理事長及び副理事長、専務理事その他の業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。

(2) 本会議所の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、その旨を理事会に報告すること。

(5) 前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときには、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(解任)

第36条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第37条 本会議所に、直前理事長及び3名以下の顧問を置くことができる。

2 直前理事長は、前理事長がこれに当たり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。

3 顧問は、直前理事長を除く理事長経験者である正会員若しくは公益社団法人日本青年会議所の直前会頭又は直前会長の任にある特別会員のうちから選任し、理事長経験を生かし、業務についての理事長の諮問に答え、又は業務について必要な助言を行うことができる。

(役員等の報酬等)

第38条 理事、監事、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第39条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (5) 本会議所の事業計画及び収支予算の承認
- (6) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務の執行の決定及びこの定款で定められた事項

た事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務の執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正性を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

3 直前理事長及び顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 次条第2項又は第3項に定めるとき。
- (3) 第35条第5号に定めるとき。

(招集)

第42条 理事会は、この定款に定める場合のほか、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事、各監事、直前理事長及び各顧問に対し、通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事、監事、直前理事長及び顧問の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(定 足 数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第 45 条 理事会の決議は、この定款に別段に定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(報告の省略)

第 46 条 理事又は監事が理事、監事、直前理事長及び顧問の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

(決議の省略)

第 47 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議 事 録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事がこれに署名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名押印する。

## 第 6 章 例会及び委員会

(例 会)

第 49 条 本会議所は、通常総会を開催する月を除き、毎月 1 回以上例会を開催する。

2 例会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第 50 条 本会議所に、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し、審議し、及び実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第 51 条 委員会は、委員長 1 名及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は、正会員の中から委員長が理事会の承認を得て任命する。

3 正会員は、原則としていずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(財産の構成)

第 52 条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品

- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

2 本会議所の経費は、前項の収入をもってこれに充てる。

#### (基本財産)

第53条 基本財産は、第5条の公益目的事業を行うために保有する。

2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを決議した財産とする。

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員の3分の2以上の決議を経て、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

4 基本財産の運用益は、第5条の公益目的事業に使用しなければならない。

#### (財産の管理及び運用)

第54条 本会議所の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、規程で定める。

#### (会計原則)

第55条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

#### (事業計画及び収支予算)

第56条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得て、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

#### (事業報告及び決算)

第57条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書並びに財産目録（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、毎年1月に開催される通常総会において承認を得なければならない。

2 事業報告書等については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

## 第8章 管 理

#### (事務局)

第58条 本会議所は、その事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、規程で定める。

#### (備付け帳簿及び書類)

第59条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款その他諸規程
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿

- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の保存期間については、規程で定める。

3 第1項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令で定めるもののほか、次条第2項の規定によるものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の管理

### (情報公開)

第60条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、規程で定める。

### (個人情報の管理)

第61条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の管理に万全を期するものとする。

2 個人情報の管理に関し必要な事項は、規程で定める。

### (公告の方法)

第62条 本会議所の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告により行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第63条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。

### (合併等)

第64条 本会議所は、総会において総正会員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

### (解散)

第65条 本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の3分の2以上の決議により解散することができる。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第66条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会議所が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第67条 本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第

5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 雑 則

(委 任)

第68条 この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会議所の最初の理事長は中野正信、副理事長は小澤一雅、河村忠憲、北山光緑、番地紀成、山田修也、専務理事は若宮崇とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則（平成29年1月18日変更）

(施行期日)

第1条 この定款は、平成29年1月18日から施行する。

(事業計画案等の変更)

第2条 平成26年1月1日から始まる事業年度に関する事業計画書等は総会の承認を得たものといえども、これを変更する場合は、改正後の第56条の規定を適用する。

## 運 営 規 程

### (目 的)

第 1 条 本規程は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易にするために定款第 2 3 条第 7 号の規定に基づき組織運営等に関する原則を定める。

### (役員の仕事に関する事項)

第 2 条 本会議所の役員は、それぞれの職務に応じて次のとおりその仕事を遂行する。

(1) 理事長は、一般社団・財団法人法の代表理事として、本会議所を代表し、その仕事を執行する。

(2) 副理事長は、理事長を補佐し、本会議所の仕事を執行する。又、理事長に事故あるときは、その仕事を代行する。

(3) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。又、事務局を統括し、次に掲げる仕事を処理する。

- 1 庶務、文書、慶弔に関する事項
- 2 用度及び備品の管理に関する事項
- 3 事務局の人事給与等に関する事項

(4) 理事は理事長を補佐し、仕事を処理する。又、理事会に出席して、次の事項を審議処理する。

- 1 定款及び諸規程に関する事項
- 2 総会及び例会に関する事項
- 3 会員の入会、退会及び除名に関する事項
- 4 会員の出席向上に関する事項
- 5 委員会又は部会の編成及び設置改廃に関する事項
- 6 新入会員の指導に関する事項
- 7 事業計画の立案及びその実行、並びに事業報告に関する事項
- 8 委員会活動の助長及びその調査に関する事項
- 9 広報活動に関する事項
- 10 その他の事項

(5) 直前理事長、顧問は理事長を補佐し、理事会に出席して意見を述べることができる。

### (例会並びに出席に関する事項)

第 3 条 例会は原則として毎月 1 回以上開催し、その日時については年当初に決定する。但し、理事会の決議によりこれを変更することができる。

2 正会員は例会、定時総会、臨時総会、所属委員会、及びその他本会議所が催す会合に出席しなければならない。総会、例会、委員会において欠席、遅刻、早退する場合は必ず理由をつけて予め届け出なければならない。

(委員会に関する事項)

第4条 委員会は、当該年度に必要な委員会を設け、正会員は原則として何れかに所属するものとする。

2 委員会の編成は会員の希望を勘案し、全般的均衡を考慮して、理事会において決定する。

3 その年度内において特に必要又は不必要と認める委員会は理事会の決定によって特別に設置又は廃止することができる。

4 委員会の委員長は原則として理事とし、委員長は委員会を代表してその活動を統轄する。必要に応じて副委員長、幹事を理事会の承認により置くことができる。副委員長は委員長を補佐し、幹事は委員会運営を統轄し、庶務を処理する。

5 委員会は原則として毎月1回以上会合をもち、独自の事業計画の立案と実施の推進母体となる。

6 委員長は毎月、委員会活動の状況を文書をもって専務理事を経由して理事会に提出しなければならない。

(室に関する事項)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、本会議所の長期的な事業計画及び財政計画立案のため、又委員会の事業を指導あるいは統轄するために必要であると認められるときは、理事会の決議に基づいて室を設置することができる。

2 室には室長及び若干名の室員をおくことができる。

3 室長は、理事をもってこれにあたる。

附 則

本規程は（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。

庶務規程

(目 的)

第1条 本規程は定款第23条第7号の規定に基づき事務局、会計経理、慶弔等の庶務に関する事項を定める。

(事務局に関する事項)

第2条 総会及び理事会の議事録は理事長もしくは理事長の委任した者が作成し事務局に備え付けるものとする。事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書又は電磁的記録を整理保存しなければならない。

- 1 本会議所の定款並びに諸規程（永久保存）
- 2 総会及び理事会議事録（永久保存）
- 3 本会議所内部だけの文書綴（次年度より1年）
- 4 日本青年会議所及び青年会議所関係の文書綴（次年度より1年）
- 5 本会議所及び日本青年会議所の会報とニュース綴（次年度より1年）
- 6 事務局日誌（次年度より5年）
- 7 他青年会議所機関紙又はパンフレット綴（次年度より1年）
- 8 受発信簿（次年度より1年）
- 9 会計諸帳簿及び社員名簿、役員名簿（次年度より5年）
- 10 会員台帳（永久保存）
- 11 前1号から10号に属さない文書綴（次年度より1年）

（会計、経理に関する事項）

第3条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次のとおりとする。

（イ） 帳簿

総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿

（ロ） 決算書類及び諸表

貸借対照表、未払金出納帳、未収金明細表、収支計算書、事務報告書、剰余金（欠損金）処分計算書、財産目録

2 予算は定款第23条、第40条の定めるところにより理事会において案を作成し、総会の議決を経なければならないが、案の作成にあたっては各委員会の計画を尊重するとともに計算基盤を正確かつ具体的にしかも実行可能であるように注意しなければならない。

3 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密に立て冗費を省き効果的に運用することに努めなければならない。

4 単位事業が終わったとき担当委員長は速やかに計算書、証憑及び関係書類を揃え専務理事を経由して理事会に提出しなければならない。

5 金銭の出納は財務担当理事の責任とする。但し、日常の経費に充てるため小口の現金を事務局に預けること又は事業活動の資金として予算の一部を担当委員長に前渡しすることは差し支えない。

6 出納にあたっては次の証憑を揃え必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとする。入金した現金及び小切手は当日中に銀行に預け入れ、手元の現金は事務局の小口資金を含め小額の現金とする。

（イ） 収入について発行した領収書の控

（ロ） 支出については支払先の領収証

(ハ) 領収証徴収不能のものについては担当委員長が発行した支払証

7 会計はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は公益社団法人八戸青年会議所とし、理事長職名印を使用する。

8 決算にあたって前払費用、未払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払金、仮受金は原則としてそれぞれ担当する科目に振替、関係帳簿を照合かつ整理し、銀行残高証明等証拠書類を揃え、速やかに定款第 57 条に定める決算書類を作成しなければならない。

9 理事会は理事長より提出された決算書類を審査し監事の監査を受けなければならない。その期に生じた剰余金は総会の決議により一部を基本財産に繰入れることができる。

10 監事は定款第 35 条の規定に従い予算執行の状況を監査するとともに、次の事項を監査し、総会に報告しなければならない。このために必要と認めるときは書類等の提示又は説明を理事会に求めることができる。

(イ) 決算書類の監査

(ロ) 帳簿、書類及び証憑書類の照合

(ハ) 現金及び預金残高の確認

(ニ) 帳簿、書類及び証憑書類の整理保存の状況

(ホ) その他会計監査上必要な事項

11 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。

(イ) 決算書類 (永久保存)

(ロ) その他の会計書類 (次年度より 5 年間)

(慶弔に関する事項)

第 4 条 正会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金もしくは記念品を贈る。

(イ) 会員の結婚 金 5,000 円

(ロ) 会員の死亡 金 5,000 円 特別会員、賛助会員の死亡 金 3,000 円

(ハ) 会員の入院 (2 週間以上入院の場合) 金 3,000 円以上

(ニ) 会員の災害等被災 金 3,000 円以上

(ホ) 会員本人の出産 金 5,000 円

(ヘ) 会員夫人の出産 金 3,000 円

(ト) 会員配偶者の死亡 金 3,000 円

(チ) 会員の両親及び子女の死亡 金 3,000 円

(リ) 以上のほか必要と認めたときは理事長の判断によりこれを決定する。

(事務職員の給与、退職金に関する事項)

第 5 条 事務局職員の給与は理事会の決定により、これを定める。

2 勤務年数が 3 年以上の事務局職員が退職するときは退職金を支給する。その金額等は理事会の決定による。

3 理事会の決定に基づき、事務局職員の退職金を支払うために毎年一定の金額を積み立てることができる。

## 附 則

本規程は（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。

## 会員資格規程

### (目 的)

第1条 本規程は定款第23条第7号の規定に基づき本会議所の会員の資格及び会費に関する事項を定める。

### (新会員加入審査に関する事項)

第2条 本会議所に入会するには、入会后1年以上の正会員2名以上の推薦を必要とし、所定の様式に従い入会の申込書を提出しなければならない。正会員もしくは特別会員の推薦がある場合は、推薦者は所定の様式に従い本人との関係等を記入した書面を会員拡大担当委員会に提出しなければならない。

2 会員拡大担当委員会は入会希望者と面接し、委員会の意見を添えて入会申込書を理事会に提出しなければならない。

3 理事会は会員拡大担当委員会の意見を参考として仮入会の可否を決定する。

4 仮入会を認められた者は、その年度の理事会で定めるところにより、一定期間内に例会、委員会、その他新入会員のオリエンテーションとして定められた会合等に参加するものとする。

5 前項の出席義務を履行し、正式入会を希望する者は、連帯責任者である正会員2名の署名捺印を得た上、青年会議所に関する責任義務履行についての誓約書を提出し、理事長と面接を行い、理事会において適当と認められた場合、正式入会を承認する。連帯責任者は入会者の出席義務の履行、定款、諸規程に定める義務につき2年間連帯責任を負わなければならない。

6 正会員が転勤等により退会し、その会員の後任者が入会を希望した場合でも、他の新入会員と同様、所定の手続きを踏まなければならない。

7 他の青年会議所の正会員で、転居等により本会議所に入会を希望する者は、第1項及び第5項の規定にかかわらず、その青年会議所の理事長の推薦状をもって、理事会の決定により正式入会を認めることができる。

### (会費納入に関する事項)

第3条 本会議所の会費及び納入期限は次のとおりとする。

正会員会費	年額	140,000円
入会金		20,000円
特別会員会費	終身	30,000円
賛助会員会費	年額	10,000円

2 正会員会費は原則として毎年1月末日までに全額納入しなければならない。但し、予め分納の申出があった場合は、これを認める。その場合は1月末日までに半額を納入し、残金については6月末日までに完納しなければならない。但し、事情により上記の方法により納入できない場合は、専務理事の指示に従い分納することができる。

3 年度の途中で入会した正会員は、会費を1ヶ月11,700円の割合により全納するものとする。但し、9月1日以降に入会した正会員の会費は46,800円とする。

4 入会金は正会員として正式入会を認められたと同時に納入しなければならない。特別会員及び賛助会員からは入会金を徴収しない。

5 正会員が転勤等により退会し、その会員の後任者が1年以内に正式入会を認められた場合には、入会金を徴収しない。又、その退会した者が退会前に会費を全納した場合には新たに入会した後任者からは会費を徴収しない。退会した者において会費が全額納入されていないときは、その後任者は残額を納入しなければならない。

6 正会員が諸事情により勤務先が変更となった場合は諸手続きを踏まなければならない。

(入会金及び会費の使途)

第4条 前条に定める入会金及び会費は使途を定めず徴収し、公益目的事業に4割以上、公益目的事業以外にその残額を振り分けるものとする。

(会員資格の喪失及び休会に関する事項)

第5条 本会議所の正会員は定款第18条に定める事由に該当するときはその資格を失う。但し、会費納入義務の履行については6か月間未納の場合、出席義務の履行については総会、例会、委員会の出席率が著しく低い場合とする。

2 正会員が前項の定めにより該当する場合には、理事長はその旨を理事会に報告し、理事会において、会員の資格に関する決議を行う。但し、出席義務の不履行、会費の未納の場合は理事会の決定に従い、理事長は10日間の猶予期間を設けて、出席又は会費納入の督促状を発行しなければならない。

3 前項の督促状の猶予期間内に何等の回答がないときは理事会に報告し、理事会の決議により更に10日間の猶予期間を設けて退会勧告状を発行し、何等の回答がないときは、総会において除名の決議を為し、理事長は除名の決定を本人に通知しなければならない。

4 長期にわたる病気、もしくは出張等により長期欠席を余儀なくされるときは休会届を提出しなければならない。又このような場合は理事会の決定に基づき理事長は休会を勧告することができる。休会が1年以上に及ぶ場合には、理事長は理事会の決議に基づき一時退会の勧告をしなければならない。一時退会した会員が再入会する場合は入会金の納入は免除される。休会中の会費は第3条第1項に定める正会員会費の半額とし、全額一括納入しなければならない。

(特別会員に関する事項)

第6条 定款第9条に定める制限年齢に達した正会員は、その年度末において自動的に本会議所を退会する。

2 前項の定めにより退会した会員は理事会の承認を得て特別会員になる資格を有する。特別会員になる資格は前項に定める会員以外はこれを有しない。特別会員を希望する者は改めて特別会員申込書を理事長に提出しなければならない。

3 特別会員は第3条第1項に定める会費のほか、例会、家族会等の会合に出席する場合はその実費を納入するものとする。特別会員は役員の選挙権、被選挙権を有しない。但し、理事会からの諮問がある場合に限り、本会議所の運営について意見を述べることができる。

(賛助会員に関する事項)

第7条 本会議所の目的に賛同し、その発展を賛助しようとする個人又は法人その他の団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。賛助会員を希望する者は賛助会員申込書を理事長に提出する。賛助会員は第3条第1項に定める会費のほか、例会、家族会等の会合に出席する場合はその実費を納入するものとする。賛助会員は役員選挙権、被選挙権を有しない。

## 附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 附 則 (平成24年12月9日改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

(会費等)

第2条 平成25年1月1日から平成28年12月31日までの正会員会費は、第3条第1項の規定にかかわらず、年額176,000円とする。

2 前項の期間中、第3条第3項に定める、年度の途中で入会した正会員の会費は入会月により以下のように定める。

2月	164,700円	3月	153,000円
----	----------	----	----------

4月	141,300円	5月	129,600円
----	----------	----	----------

6月	117,900円	7月	101,200円
----	----------	----	----------

8月	80,500円	9月	68,800円
----	---------	----	---------

10月	61,800円		
-----	---------	--	--

11月1日以降に入会した正会員の会費は46,800円とする。

(廃止)

第3条 前条は、平成28年12月31日限り、その効力を失う。

## 役員選任の方法に関する規程

第1条 本規程は定款第32条に基づき役員選任の方法に関する事項を定める。

第2条 本会議所は次年度役員を総会の承認を得て、毎年12月の定時総会終結時まで決定しなければならない。

第3条 次年度理事長の選出は原則として立候補による。立候補に関する期日及び公示については理事会においてこれを定める。

第4条 理事長の候補者たる資格は正会員で定款、諸規程に定める会員義務履行者で原則として理事経験者とする。

第5条 次年度理事長に立候補しようとするものは、下記事項を記載した書類を公示期間中に当該年度理事長に提出しなければならない。

- 1 候補者の氏名、生年月日、住所、本籍
- 2 候補者の青年会議所における経歴書
- 3 候補者に対する所属事業所代表者の立候補承認書
- 4 候補者に対する当該年度理事及び理事経験者2名の推薦状

第6条 本会議所は次年度理事長を選任するため選考委員会を設置し、選考委員会は立候補者中より協議により適任者を推薦し、総会の承認を受ける。公示期間中に立候補者なき場合、又は、立候補者中に適任者なきときは、選考委員会の協議により、本会議所の有資格者中より適任者を総会に推薦し、承認を受けなければならない。選考委員会は当該年度理事長及び5名連記の一般選挙により、正会員のうち会員の義務履行者の中から選出した委員8名、合計9名をもって構成する。但し累積投票はこれを認めない。

第7条 次年度理事長候補者は、毎年9月末日までに総会の承認を得て決定しなければならない。

第8条 次年度理事長候補者は選考委員会と協議の上、速やかに次年度副理事長候補者、次年度専務理事候補者及び次年度理事候補者を総会で推薦する。

第9条 次年度理事長候補者は速やかに次年度副理事長候補者、次年度専務理事候補者を招集し、その業務分担を協議の上決定しなければならない。

第10条 12月総会にて選出された次年度役員候補者は、翌年開催される1月通常総会終了後に正式に本会議所の役員となる。

2 次年度理事長候補者、次年度副理事長候補者、次年度専務理事候補者は翌年通常総会終了後開催される理事会において選任の承認を受けた時より正式に本会議所の理事長、副理事長、専務理事となる。

## 附 則

本規程は（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。

## 基本財産等管理規程

### (目 的)

第1条 本規程は、定款第53条第1項の規定に基づき、本会議所の基本財産及び特定資産の取得、維持、運用、並びに処分についての必要な事項を定める。

### (種 類)

第2条 本規程での「基本財産等」とは、基本財産及び特定資産をいう。

### (基本財産)

第3条 基本財産は、定款第5条に定める公益目的事業を行うために保有する。

(1) 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。

(2) 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員数の3分の2以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

(3) 基本財産の運用益は、定款第5条に定める公益目的事業に使用しなければならない。

### (特定資産)

第4条 特定資産は次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 特定費用準備資金

(2) 特定資産取得・改良資金

(3) 特定資金

(4) 事業実施積立金

### (特定費用準備資金)

第5条 特定費用準備資金は、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

2 特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を総会に提示し、総会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

3 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

4 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

5 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な

理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定資産取得・改良資金)

第6条 特定資産取得・改良資金は、認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

2 特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を総会に提示し、総会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。

3 特定資産取得・改良資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

4 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

5 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定資金)

第7条 特定資金は、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

2 特定資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

3 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

4 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。

(事業実施積立金)

第8条 事業実施積立金は、本会議所の一般会計収支決算において剰余金が生じたとき、総会の決議により目的を定めて、事業実施積立金として繰り入れられた財産をいう。

(管理責任者)

第9条 基本財産等の管理責任者は理事長とする。

(基本財産等の管理方式)

第10条 基本財産等のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、もしくは確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(基本財産等の運用)

第11条 基本財産等の運用については、前条の管理方式より逸脱しない範囲に於いて総会の決議を得なければならないものとする。

(遊休財産の保有限度額)

第12条 遊休財産の保有限度額は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条の規定の通りとする。

(基本財産等の運用益の用途)

第13条 第3条の基本財産の運用益は、定款第5条の公益目的事業の実施に限定する。

2 第4条の特定資産の運用益は、事業費、管理費等に充当する。

## 附 則

本規程は（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。

## 褒 賞 規 程

(目 的)

第1条 本会議所は青年会議所内における青年会議所運動の昂揚をはかるため青年会議所運動に貢献した各委員会並びに各委員の功績をたたえ褒賞を行う。但し、役員はこの対象とならない。

(申請及び推薦)

第2条 各委員会は所定の褒賞申請書を所定の期日までに理事長に提出する。

2 各委員長は褒賞申請するにあたり、各委員会及び各委員の活動状況の申請を理事長に申請しなければならない。

(審査及び決定)

第3条 褒賞の審査及び決定は理事会において定められた方法によって決定する。

(期日及び締切期日)

第4条 褒賞の対象となる期間並びに褒賞申請提出締切期日は理事会において定められた方法によって決定する。

(種類及び分類)

第5条 褒賞の種類及び個数は理事会において定められた方法によって決定する。

(褒賞及び授与)

第6条 理事長は前条の決定に従い、原則として定時総会において賞状と記念品の授与を行う。

## 附 則

本規程は（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。

## 情報公開並びに個人情報管理規程

(目 的)

第1条 本規程は、定款第60条第2項及び第61条第2項の規定に基づき本会議所の情報公開並びに個人情報の管理に関する事項を定める。

(情報公開の管理)

第2条 本会議所の情報公開に関する事務手続きは、事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き)

第3条 本会議所の情報公開の対象とする資料は、次の各号に掲げるものとし、主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 定款その他諸規程
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定認可等登記にかかわる書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 書類等の備え置き期間並びに閲覧については法令の定めによるほか、総会の決議により定めた規程による。

(個人情報の管理)

第4条 本会議所は、事業上知り得た個人情報について、適切な安全措置を講ずることにより、漏えい、改ざん、紛失などの危険防止に努めるものとする。

(1) 本会議所は、個人情報の取り扱いに関して、定期的に監査を行い、常に継続的改善に努めるものとする。

(2) その他個人情報の管理に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

## 附 則

本規程は（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日より施行する。